

○江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例

平成5年3月30日条例第10号

改正

平成9年3月31日条例第16号
平成10年3月31日条例第16号
平成11年12月24日条例第24号
平成12年3月8日条例第3号
平成12年12月12日条例第35号
平成15年12月19日条例第24号
平成18年9月29日条例第26号
平成22年6月28日条例第14号
平成24年12月27日条例第34号
平成31年3月26日条例第10号
令和2年3月27日条例第9号
令和6年3月28日条例第10号

江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例

江別市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第45号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則

- 第1節 通則（第1条・第2条）
- 第2節 関係者の責務（第3条—第5条）
- 第3節 廃棄物減量等推進審議会（第6条）

第2章 資源化・再利用の促進

- 第1節 市の役割（第7条—第9条）
- 第2節 事業者の役割（第10条—第12条）
- 第3節 市民の役割（第13条・第14条）

第3章 廃棄物の適正処理

- 第1節 適正処理困難物の抑制（第15条・第16条）
- 第2節 一般廃棄物の処理（第17条—第26条の2）
- 第3節 産業廃棄物の処理（第27条—第29条）

第4章 地域環境の清潔保持（第30条—第32条）

第5章 生活環境影響調査結果の縦覧等（第32条の2—第32条の4）

第6章 廃棄物処理手数料等（第33条—第39条）

第7章 雜則（第40条—第42条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、資源化・再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の環境を清潔に保つことによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源循環型社会の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源化・再利用 活用しなければ不要となる物若しくは廃棄物となる物を資源として利用し、若しくは再び使用すること又は再生品等を使用することをいう。
- (2) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。

第2節 関係者の責務

(市の責務)

- 第3条** 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、資源化・再利用を促進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。
- 2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その効率的な運営に努めなければならない。
- 3 市は、廃棄物の発生の抑制、資源化・再利用の促進及び廃棄物の適正な処理に関する技術開発に努めなければならない。
- 4 市は、廃棄物の発生の抑制、資源化・再利用の促進及び廃棄物の適正な処理について市民の意見を聴く等市民の参加を求め、これを施策に反映させなければならない。

(事業者の責務)

- 第4条** 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、資源化・再利用を促進するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難にならないようにしなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の発生の抑制、資源化・再利用の促進及び廃棄物の適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

- 第5条** 市民は、廃棄物の発生を抑制するとともに、資源化・再利用を図らなければならない。
- 2 市民は、その家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法でなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 3 市民は、廃棄物の発生の抑制、資源化・再利用の促進及び廃棄物の適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

第3節 廃棄物減量等推進審議会

(設置)

- 第6条** 市長の諮問に応じ、本市における資源化・再利用並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、必要に応じ江別市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
(2) 民間諸団体等の代表者
(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第2章 資源化・再利用の促進

第1節 市の役割

(意識啓発)

- 第7条** 市長は、資源化・再利用を促進するための技術、情報等を収集し、市民及び事業者に対し周知すること等により、資源化・再利用の意識の啓発に努めなければならない。
- (経済的措置)

- 第8条** 市長は、資源化・再利用の促進に関する市民及び事業者の取組を助長するために必要と認めるときは、適正な支援等その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置)

- 第8条の2** 市長は、資源化・再利用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(指導又は助言)

- 第9条** 市長は、資源化・再利用の促進等に関し必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

第2節 事業者の役割

(廃棄物の発生の抑制等)

- 第10条** 事業者は、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必

要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

（資源化・再利用の容易性の自己評価等）

- 第11条** 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、その製品、容器等の資源化・再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、資源化・再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その資源化・再利用の方法についての情報を提供すること等により、資源化・再利用を促進しなければならない。

（適正包装等）

- 第12条** 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、資源化・再利用することが可能な包装、容器等の普及に努めること、使用後の包装・容器等の回収策を講ずること等により、その包装、容器等の資源化・再利用の促進を図らなければならない。

- 3 事業者は、市民が商品の購入に際し、適正な包装、容器等の商品を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、回収に努めなければならない。

第3節 市民の役割

（自主的活動への参加等）

- 第13条** 市民は、廃棄物の発生の抑制及び資源の有効利用を図るため、紙、金属、ガラス等の資源の分別及び不用品・再生品の利用を行うとともに、資源回収等の自主的な活動に参加する等により、資源化・再利用に努めなければならない。

（商品の選択）

- 第14条** 市民は、商品を購入するに当たっては、当該商品の内容及び包装、容器等が廃棄物となった場合を勘案し、資源化・再利用が容易な商品及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 適正処理困難物の抑制

（処理困難性の自己評価等）

- 第15条** 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理方法についての情報を提供しなければならない。

（適正処理困難物の指定）

- 第16条** 市長は、法第6条の3第1項の規定により環境大臣が指定するもののほか、一般廃棄物のうち製品、容器等で、本市の処理施設及び処理技術に照らし、適正な処理が困難となっているものを適正処理困難物として指定することができる。

- 2 前項の適正処理困難物は、規則で定める。

- 3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、流通、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう必要な協力を求めることができる。

第2節 一般廃棄物の処理

（一般廃棄物処理計画に基づく処理）

- 第17条** 市は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、総合的かつ適正な一般廃棄物の処理を行うものとする。

- 2 前項の一般廃棄物処理計画のうち、市民及び事業者が廃棄物の適正な処理を行うために必要な排出基準及び処理施設の受入基準は、規則で定める。

（家庭系廃棄物の処理）

- 第18条** 市は、家庭系廃棄物（浄化槽に係る汚泥を除く。）を収集、運搬及び処分する。

（市の処理施設に搬入できる事業系廃棄物）

第19条 事業者は、その事業系廃棄物（浄化槽汚泥を含む。）を処分するため、市の処理施設に搬入することができる。ただし、家庭系廃棄物の適正な処理に支障がないと認められる場合に限る。

（排出基準の遵守義務等）

第20条 市民は、自ら処分できない家庭系廃棄物については、必要な分別、減量のための処理等を行い、第17条第2項に規定する排出基準を遵守してごみステーション等の排出場所に出さなければならない。

2 前項の排出場所のうち市の定期的な収集に係るごみステーションの位置は、ごみステーションを利用しようとする者が市長と協議の上、定めるものとする。

3 ごみステーションを利用する者は、ごみステーション及びその周辺を常に清潔にしておかなければなければならない。

（共同住宅のごみステーション等の設置）

第21条 4戸以上を有する共同住宅（事務所等を併用するものを含む。）を所有する者又は建築しようとする者（以下「共同住宅所有者等」という。）は、その建築物又は建築物の敷地内に、規則で定める基準に従い、ごみステーション等を設置しなければならない。

（排出禁止物）

第22条 市民は、市が行う家庭系廃棄物の収集に際して、次に掲げる廃棄物をごみステーションへ排出してはならない。

（1） 第17条第2項に規定する排出基準に適合しない廃棄物

（2） 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物のほか、有害性、感染性、爆発性、引火性その他危険性のある物又は著しく悪臭を発する物

（3） 法第6条の3第1項の規定により環境大臣が指定するもの及び第16条第1項の規定により指定する適正処理困難物

（4） 収集、運搬又は処分に際し特別の取扱いを要する物で市長が別に定めるもの

2 市民は、前項各号に掲げる廃棄物で市の処理施設で処理可能な家庭系廃棄物を市の処理施設へ搬入することができる。

（改善措置等）

第23条 市長は、市民が第20条、前条若しくは第26条第1項の規定に違反していると認めるとき、又は事業者が第4条第2項若しくは第26条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該市民又は事業者に対し、期限を定めて改善その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により命令を受けた市民又は事業者が当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（一般廃棄物の自己処理の基準）

第24条 市民及び事業者は、自らその一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条及び第4条の2に定める基準に従わなければならない。

（適正処理の把握）

第25条 一般廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託しようとする市民及び事業者は、当該一般廃棄物が不適正に処理されることのないよう、その処理の状況等の把握に努めなければならない。

（市の処理施設の受入基準）

第26条 家庭系廃棄物又は事業系廃棄物（浄化槽汚泥を含む。以下この条において同じ。）を処分するため市の処理施設に搬入する者は、第17条第2項に規定する受入基準に従わなければならない。

2 市長は、市の処理施設に第17条第2項に規定する受入基準に適合しない家庭系廃棄物又は事業系廃棄物を搬入する者に対し、分別、減量等に関する必要な事項を指示することができる。

3 市長は、家庭系廃棄物又は事業系廃棄物を市の処理施設に搬入する者が第17条第2項に規定する受入基準に従わないときは、市の処理施設への搬入を拒否することができる。

（技術管理者の資格）

第26条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

（1） 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）

（2） 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上

- 廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
 - (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

第3節 産業廃棄物の処理

（産業廃棄物の処理に関する市長の指導監督）

第27条 市長は、良好な生活環境の保全のため市の区域内において生ずる産業廃棄物の実態を把握し、その適正な処理が行われるよう、事業者に対して必要な指導監督を行わなければならない。

第28条及び第29条 削除

第4章 地域環境の清潔保持

（不法投棄の禁止等）

第30条 何人も、法及びこの条例の規定に基づいて廃棄物を処理する場合を除くほか、市の区域内においてみだりに廃棄物を捨ててはならない。

2 市長は、不法投棄防止のための監視を行い、不法投棄を行った者に原状回復をさせる等必要な措置を講ずることができる。

（清潔の保持）

第31条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には管理者とする。以下「占有者等」という。）は、その占有し、又は管理する土地、建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

2 占有者等は、その管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられないよう、適正な管理に努めなければならない。

（公共の場所の清潔の保持等）

第32条 何人も、道路、公園、河川その他の公共の場所に紙くず、空き缶、吸い殻その他の廃棄物を捨てたり、飼育するペット等のふんを放置する等により、当該公共の場所を汚してはならない。

2 土木、建築等の工事を行う者は、都市の美観を損なわないよう、工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。

第5章 生活環境影響調査結果の縦覧等

（対象施設）

第32条の2 法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類の公

衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び破碎施設
- (2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場
(縦覧)

第32条の3 市長は、法第9条の3第2項の規定により生活環境影響調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供するに当たっては、併せて法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

2 市長は、前項の縦覧をしようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 縦覧の場所及び期間
- (2) 法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項
- (3) 実施した生活環境影響調査の項目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項の縦覧の期間は、前項の告示の日から1月間とする。

(意見書の提出)

第32条の4 第32条の2に規定する一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、市長に意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出期限は、前条第3項の縦覧の期間が満了する日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

3 意見書の提出期限及び提出先は、前条第2項の告示の際、併せて告示するものとする。

第6章 廃棄物処理手数料等

(家庭系廃棄物処理手数料)

第33条 第18条及び第22条第2項の規定により市が家庭系廃棄物の処理を行う場合で、別表に掲げる取扱区分の処理に該当するときは、同表に定める金額の手数料を徴収する。

2 前項の手数料の徴収方法については、規則で定める。

(手数料の減免)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、減免を受けようとする者の申請により前条第1項の手数料を減免することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助を受けている者
- (2) 災害その他の事故により手数料の納付が著しく困難と認めた者
- (3) 前2号のほか、特別の事由があると認めた者

(事業系廃棄物処理手数料)

第35条 第19条の規定により事業者が市の処理施設に搬入する場合（浄化槽汚泥の搬入を含む。）は、別表に定める金額の手数料を徴収する。

2 前項の手数料の徴収方法については、規則で定める。

第36条 削除

(一般廃棄物収集運搬業等の申請及び許可)

第37条 法第7条第1項若しくは第6項若しくは浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業若しくは浄化槽清掃業の許可を受けようとする者、法第7条第2項若しくは第7項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、規則で定めるところにより申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、適當と認めたときは許可をする。

3 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可の期間は、2年間とする。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料)

第38条 前条第1項の規定による許可の申請をする者は、申請の際、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 14,000円
- (2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 14,000円
- (3) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 14,000円

- (4) 一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 14,000円
- (5) 一般廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき 14,000円
- (6) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件につき 3,000円
- (7) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件につき 3,000円
- (8) 凈化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1件につき 3,000円

2 既納の手数料は、還付しない。

(過料)

第39条 詐欺その他不正の行為により、この条例に定める手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第7章 雜則

(報告の徴収)

第40条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、共同住宅所有者等、占有者等その他必要と認める者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第41条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、共同住宅所有者等、占有者等その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の処理に関し必要な検査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求されたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の江別市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第2項の規定により一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を受けている者は、平成5年7月3日までは、改正後の江別市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第37条第2項の規定による許可を受けている者とみなす。

附 則 (平成9年3月31日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例中別表第2の改正規定（「し尿処理場使用料」を「し渣除去施設使用料」に改める部分に限る。）は、平成9年4月1日から、その他の改正規定は平成9年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第38条第1項の規定は、平成9年7月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年3月31日条例第16号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月24日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月8日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例による改正後の江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例（中略）の規定は、この条例の施行の日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年12月12日条例第35号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年12月19日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例別表家庭系廃棄物処理手数料の項（市民が家庭系廃棄物を市の処理施設に搬入し、市が処分するときを除く。）の規定は、平成16年9月1日から適用する。

附 則（平成18年9月29日条例第26号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日条例第14号）

この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第10条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月27日条例第34号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日条例第10号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和4年9月30日までの間における家庭系廃棄物及び事業系廃棄物の処理手数料に係る別表の規定の適用については、同表家庭系廃棄物処理手数料の項中「150円」とあるのは「120円」とし、同表事業系廃棄物処理手数料の項中「200円」とあるのは「150円」とする。

附 則（令和6年3月28日条例第10号）

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第33条、第35条関係）

手数料の種類	取扱区分	金額
家庭系廃棄物処理手数料	市が家庭系廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下同じ。）を収集、運搬及び処分するとき	規則で定めるごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）に収納できるもの 指定ごみ袋1枚につき、1リットル3円として規則で定める額 指定ごみ袋に収納できないもの 1,000円以内で規則で定める額
	市民が家庭系廃棄物を市の処理施設に搬入し、市が処分するとき	10キログラムにつき 150円
事業系廃棄物処理手数料	事業系廃棄物を市の処理施設に搬入し、市が処分するとき	浄化槽汚泥 20リットルにつき 80円 その他のもの 10キログラムにつき 200円
	し尿処理手数料	仮設トイレのし尿 200リットルまで 1,200円 200リットルを超える20リットルにつき 120円 その他のし尿 20リットルにつき 120円

備考 手数料の算定に当たって処理量に基づき単位未満の端数があるときは、これを基礎単位の量とみなして計算する。

○江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則

平成5年3月31日規則第22号

改正

平成9年11月21日規則第40号
平成10年2月27日規則第9号
平成10年6月16日規則第43号
平成12年3月21日規則第6号
平成12年12月12日規則第68号
平成13年3月29日規則第17号
平成14年11月29日規則第51号
平成15年12月26日規則第42号
平成16年4月1日規則第23号
平成16年8月18日規則第32号
平成17年3月18日規則第2号
平成18年9月29日規則第59号
平成20年2月1日規則第3号
平成22年6月28日規則第19号
平成22年12月27日規則第31号
平成25年3月29日規則第13号
令和2年9月3日規則第28号
令和2年12月18日規則第37号
令和3年6月10日規則第24号
令和6年3月28日規則第12号

江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則

江別市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年規則第10号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例（平成5年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の組織)

第2条 条例第6条の規定により設置する江別市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員の数は、13人以内とする。

- 2 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (庶務)

第5条 審議会の庶務は、生活環境部環境室において処理する。

(自主的活動への支援)

第6条 条例第8条の規定による自主的活動への支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民団体等が行う資源回収を促進するための事業
- (2) 資源回収事業者組織の育成等
- (3) 生ごみ堆肥化容器購入助成等市民が行う廃棄物減量を促進するための事業
- (4) その他特に市長が支援することを必要と認めるもの

(適正処理困難物)

第7条 条例第16条第2項に規定する規則で定める適正処理困難物は、次の各号のいずれかに該当するもので市長が指定するものとする。

- (1) 大型耐久消費財等の重量が重いもの又は容積が大きいもので収集作業に支障をきたすもの
- (2) 爆発性を有する等により収集作業上危険なもの若しくは収集車両を損壊するおそれのあるもの又は市の処理施設で処理する場合に作業上危険なもの若しくは施設の設備等を損壊するおそれのあるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の処理施設の施設能力、技術等に照らし、適正な処理が困難なもの

2 前項に規定する適正処理困難物は、告示するものとする。

(一般廃棄物の処理計画の告示)

第8条 条例第17条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理計画は、次に掲げる事項とする。

- (1) 資源化・再利用の方策に関すること。
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制の方策に関すること。
- (3) 一般廃棄物の種類及び分別の区分に関すること。
- (4) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み。
- (5) 一般廃棄物を処理する施設に関すること。
- (6) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (7) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

2 前項第5号から第7号までに規定するものに關し市民及び事業者が廃棄物の適正な処理を容易に行うために必要な事項は、告示するものとする。

(排出基準)

第9条 条例第17条第2項に規定する規則で定める家庭系廃棄物の排出基準は、次のとおりとする。

- (1) 燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源物及び危険ごみに分別すること。
- (2) 燃やせるごみ（紙おむつ類を除く。）及び燃やせないごみは、指定ごみ袋（第1号様式）に収納し、大型ごみは大型ごみ処理シール（第1号様式の2）を、その他指定ごみ袋に収納できないものはごみ処理券（第1号様式の3又は第1号様式の4）を貼付すること。
- (3) 資源物、危険ごみ及び燃やせるごみ（紙おむつ類に限る。）は、中身の見える透明又は半透明の袋に分けて収納すること。
- (4) 第1号の規定により家庭系廃棄物を分別する場合は、品目別にあらかじめ定められた方法により必要な処理を行うこと。
- (5) 排出場所は、戸別に収集を行う大型ごみを除き、ごみステーションとする。

2 前項各号に掲げる排出基準のほか、家庭系廃棄物の排出に必要な事項は、市長が別に定める。

(処理施設の受入基準)

第10条 条例第17条第2項に規定する規則で定める処理施設の受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第22条第1項第2号及び第3号に規定する排出禁止物でないこと。
- (2) 燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源物及び危険ごみに分別していること。
- (3) 廃棄物を処分するための器材又は施設を著しく汚損し、又は損壊するおそれのあるものを除去していること。
- (4) 江別市環境クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）に搬入しようとする廃棄物にあっては、第2号の規定により分別した燃やせるごみ、燃やせないごみ及び大型ごみとする。
- (5) 江別市最終処分場（以下「最終処分場」という。）に搬入しようとする廃棄物にあっては、クリーンセンターにおいて中間処理ができないものとする。
- (6) 江別市リサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」という。）に搬入しようとする資源物にあっては、家庭系廃棄物のうち、容器包装廃棄物及び集団資源回収等自主的活動などで資源化が困難なものとすること。
- (7) 市長が別に指定する一般廃棄物は、あらかじめ定められた方法により必要な処理を行うこと。

2 前項各号に掲げる受入基準のほか、一般廃棄物の受入れに必要な事項は、市長が別に定める。

(処理施設の受入時間及び休日)

第11条 クリーンセンター及び最終処分場の受入時間及び休日は、次のとおりとする。

- (1) 受入時間 午前9時から午後4時まで（市の委託を受けて家庭系廃棄物を収集及び運搬する者並びに条例第37条第2項の規定による許可を受けた者（以下「委託事業者等」という。）においては午前9時から午後5時まで）
- (2) 休日
ア 日曜日
イ 1月1日から1月3日まで
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、委託事業者等による搬入については、市長が特に必要と認めたときは、必要な条件を付して休日に受け入れができる。
- 3 リサイクルセンターの受入時間及び休日は、次のとおりとする。
- (1) 受入時間 午前9時から午後4時45分まで
- (2) 休日
ア 日曜日及び土曜日
イ 各月の29日以降の日（1月を除く。）
ウ 1月1日から1月3日まで
- 4 し渣除去施設の受入時間及び休日は、次のとおりとする。
- (1) 受入時間
ア 土曜日を除く日 午前9時から午後4時45分まで
イ 土曜日 午前9時から午前11時45分まで
- (2) 休日
ア 日曜日
イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
ウ 12月31日から翌年1月3日まで（イに掲げる日を除く。）
- 5 処理施設の受入時間及び休日は、第1項及び前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合は、変更することができる。

第12条 削除

（共同住宅のごみステーション等の設置に係る事前協議）

第13条 条例第21条に規定する共同住宅所有者等は、共同住宅のごみステーション等の設置に係る事前の協議を行うため、共同住宅ごみ処理計画等届出書（第2号様式。以下「計画等届出書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、計画等届出書の提出を受けた日から5日以内に協議を終えるものとする。
- 3 前2項の規定は、協議終了後その計画等に変更が生じた場合に準用する。

（共同住宅のごみステーション等の設置基準）

第14条 条例第21条に規定する規則で定める共同住宅のごみステーション等の設置基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ごみ収集車が支障なく敷地内に進入し、かつ、退出できること。
- (2) 収集作業に支障となる障害物がないこと。

2 前項各号に掲げる設置基準のほか、共同住宅のごみステーション等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（管理責任者等の選任）

第15条 共同住宅所有者等は、管理人又は管理責任者を選任したときは、計画等届出書にその旨を記載し、市長に提出するものとする。

2 共同住宅所有者等は、共同住宅所有者等又は前項の規定により選任した管理人若しくは管理責任者に変更があったときは、変更の日から10日以内にその旨を市長に届け出るものとする。

（縦覧の手続）

第15条の2 条例第32条の3の規定により縦覧に供する書類（以下「調査書等」という。）を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書（第3号様式）に必要な事項を記入し、市長に提出しなければならない。

（縦覧者の遵守事項）

第15条の3 縦覧者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 調査書等を縦覧場所から持ち出さないこと。

- (2) 調査書等を汚損し、若しくは損傷し、又は加筆等の行為をしないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 職員の指示があった場合には、これに従うこと。

2 前項の規定に違反した者に対しては、その縦覧を中止させ、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第15条の4 条例第32条の4第1項の意見書には、氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所及び生活環境保全の見地からの意見を記載しなければならない。

(家庭系廃棄物処理手数料の額)

第15条の5 条例別表家庭系廃棄物処理手数料の項目額の欄に規定する規則で定める額は、第9条第1項第2号に規定する袋、シール及び券の種別に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。

(1) 指定ごみ袋 次に掲げる額

- ア 5リットル 15円
- イ 10リットル 30円
- ウ 20リットル 60円
- エ 30リットル 90円
- オ 40リットル 120円

(2) 大型ごみ処理シール 次に掲げる額

- ア 250円
- イ 500円
- ウ 1,000円

(3) ごみ処理券 次に掲げる額

- ア 100円
- イ 200円

2 前項に規定する大型ごみ処理シール及びごみ処理券の対象区分、品目及び金額は、別表のとおりとする。

(手数料の徴収方法)

第16条 条例第33条第2項に規定する手数料の徴収方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市が収集、運搬及び処分する家庭系廃棄物の処理手数料は、指定ごみ袋等取扱者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、家庭系廃棄物処理手数料の収納の事務の委託を受けた者をいう。）が指定ごみ袋、大型ごみ処理シール又はごみ処理券を交付する際にその交付数に応じて徴収する。
- (2) 市民が市の処理施設に搬入する家庭系廃棄物処理手数料は、市の処理施設において搬入量を確認し、処分の都度徴収する。
- (3) し尿処理手数料は、江別市証紙条例（昭和55年条例第35号）の規定により徴収する。

2 前項第1号及び第2号の既納の手数料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

第17条 条例第35条第2項に規定する手数料の徴収方法は、市の処理施設において搬入量を確認し、処分の都度徴収するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、各月において処分したものについて一括して納入通知書により徴収することができる。

第18条 削除

(事業系廃棄物搬入申請)

第19条 条例第19条の規定により市の処理施設に搬入しようとする者は、あらかじめ事業系廃棄物搬入申請書（第4号様式）を市長に提出し、又は電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して必要な事項を入力することにより申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、適當と認めたときは、申請者に対して事業系廃棄物搬入許可書（第5号様式）を交付する。

(手数料の減免)

第20条 条例第34条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書（第6号様

式) を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請)

第21条 条例第37条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可の申請をしようとする者又は一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可の更新の申請をしようとする者は、一般廃棄物収集運搬業(処分業)許可申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 条例第37条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可の申請をしようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲変更許可申請等)

第22条 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業(処分業)事業範囲変更許可申請書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の交付等)

第23条 市長は、条例第37条第2項の規定により一般廃棄物の収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可若しくは更新の許可をしたとき、又は法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業(処分業)許可証(第11号様式)を交付する。

2 市長は、条例第37条第2項の規定により浄化槽清掃業の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証(第12号様式)を交付する。

3 一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業の許可を受けた者は、その許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の再交付)

第24条 前条第1項又は第2項の規定により許可証の交付を受けた者が、許可証を紛失し、又は著しく損傷したときは、許可証再交付申請書(第13号様式)を市長に提出し、再交付を受けなければならぬ。

(一般廃棄物収集運搬業等の廃止及び変更の届出)

第25条 法第7条の2第3項に規定する廃止又は変更の届出は、当該廃止及び変更の日から10日以内に行わなければならない。

2 前項の届出をしようとする者は、一般廃棄物収集運搬業(処分業)事業廃止届(第14号様式)又は一般廃棄物収集運搬業(処分業)許可申請事項変更届(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

(立入検査の身分証明書)

第26条 条例第41条第2項に規定する身分を示す証明書は、第16号様式に定めるとおりとする。

(委任)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、改正後の第11条の規定は、平成5年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の江別市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定に基づいて行われた申請その他の行為は、改正後の江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則の規定に基づいて行われたものとみなす。

附 則(平成9年11月21日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成10年2月27日規則第9号)

この規則は、平成10年3月1日から施行する。

附 則(平成10年6月16日規則第43号)

この規則は、平成10年6月17日から施行する。

附 則(平成12年3月21日規則第6号)

この規則は、平成12年3月22日から施行する。

附 則（平成12年12月12日規則第68号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月29日規則第17号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年11月29日規則第51号）

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成15年12月26日規則第42号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則第15条の5及び第16条の規定は、平成16年9月1日から適用する。

附 則（平成16年4月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年8月18日規則第32号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則第16条の規定は、平成16年9月1日から適用する。

附 則（平成17年3月18日規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第59号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則により定められた第3号様式の3の指定ごみ袋については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成20年2月1日規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則により定められた第3号様式の3の指定ごみ袋並びに第3号様式の4の80円処理券及び160円処理券については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成22年12月27日規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則により定められた様式の用紙については、当分の間、これに所要の補正を加えて使用することができる。

附 則（平成25年3月29日規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則により定められた第1号様式の2の大型ごみ処理シール及び第1号様式の3のごみ処理券については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和2年9月3日規則第28号）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和2年12月18日規則第37号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第19条第1項の改正規定は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3年6月10日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則により定められた様式の用紙については、当分の間、これに所要の補正を加えて使用することができる。

附 則（令和6年3月28日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第9条第1項第2号に規定する指定ごみ袋（以下この項において「指定ごみ袋」という。）については、次の各号に掲げる指定ごみ袋の種類に応じ、当該各号に定める金額分の差額券（附則第1号様式）を指定ごみ袋の種類に応じて貼付したときに限り、当面の間、使用することができる。

(1) 5リットル 5円

(2) 10リットル 10円

(3) 20リットル 20円

(4) 30リットル 30円

(5) 40リットル 40円

3 改正前の規則第9条第1項第2号に規定するごみ処理券（以下この項において「ごみ処理券」という。）については、20円分のごみ処理券用の差額券（附則第2号様式）をごみ処理券の種類に応じて貼付したときに限り、当分の間、使用することができる。

（準備行為）

4 この規則による改正後の江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則の規定による家庭系廃棄物処理手数料の徴収その他の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表（第15条の5関係）

1 大型ごみ処理シールの対象

区分	品目	金額（円）
最大辺が1メートルを超えるもの	オルガン・電子オルガン・電子ピアノ	1,000
	カラオケ演奏装置	1,000
	サイドボード・リビングボード・ローボード	1,000
	水槽	1,000
	ステレオセット（アンプ、チューナー、デッキ及びスピーカー）（一体型を含む。）	1,000
	洗面化粧台・シャンプードレッサー	1,000
	ソファー（応接用で2人掛け以上のもの）	1,000
	卓球台セット（卓球板及び台脚）	1,000

たんす	1,000
机（両そで又は片そで付きのもの）	1,000
灯油タンク（容量が90リットルを超えるもの）	1,000
戸棚類（食器棚、茶だんす、本棚、ライティングデスク等）	1,000
ベッド（ダブル又は2段）（ベッドマットレスを除く。）	1,000
ベッドマットレス（スプリング付きのもの）	1,000
浴槽・庭池	1,000
ロッカー（幅が50センチメートルを超えるもの）	1,000
バスケットゴール（スタンド型）	1,000
アンプ（楽器用）	500
オーディオラック	500
鏡台	500
げた箱	500
健康器具（ぶら下がり器、ランニングマシン、サイクリングマシン等）（モーター式を除く。）	500
子供用遊具（滑り台又はぶらんこ）	500
ゴムボート（底板付きのものを含む。）	500
米びつ・レンジ台	500
敷物類（じゅうたん、カーペット、マット等）（広さが3畳を超えるもの）	500
ソファー（応接用で1人掛けのもの）	500
畳	500
テーブル（折りたたみ式を含む。）	500
テレビ台	500
流し台・調理台	500
ベッド（セミダブル、シングル、折りたたみ式又はパイプ）（ベッドマットレスを除く。）	500
ペット小屋	500
ホームラック・スチールラック（背板、側板等がないもの）	500
ミシン	500
リヤカー	500
ロッカー（幅が50センチメートル以下のもの）	500
編み機	250
衣装箱・プラスチック製多段式収納箱	250
いす（ベンチ、折りたたみ式、パイプ等）（応接用を除く。）	250
衣類乾燥機台	250
カラー ポックス	250
キー ボード（楽器用）	250
クーラー ポックス	250
車いす（電動式を除く。）	250
弦楽器（ギター、エレキギター等）	250
コート掛け	250
子供用遊具（滑り台及びぶらんこを除く。）	250
コンポスト容器	250
サーフボード	250
作業用台車・手押し車	250
敷物類（じゅうたん、カーペット、マット等）（広さが3畳）	250

	以下のもの)	
	室内用物干し	250
	自転車・一輪車	250
	芝刈機（手押式のもの）	250
	車両用ルーフボックス	250
	照明器具（シャンデリア、電気スタンド、リングライト等）	250
	食器（洗い）乾燥機	250
	スーツケース	250
	スタンドミラー（姿見）	250
	ストーブガード	250
	スノーダンプ	250
	スノーボード	250
	すのこ	250
	スピーカー	250
	ズボンプレッサー	250
	扇風機	250
	掃除機	250
	そり	250
	建具（網戸、障子、ついたて、ふすま等）	250
	テレビアンテナ	250
	電気こたつセット（こたつ本体及び天板）	250
	電気ストーブ	250
	テントセット（天幕及び支柱）（キャンプ用に限る。）	250
	灯油タンク（容量が90リットル以下のもの）	250
	はしご・脚立	250
	布団セット（布団及びスポンジマットレス）（2枚まで1セット）	250
	ベビー用具（ベビーカー、ベビーバス、ベビーベッド、ベビーラック、チャイルドシート等）	250
	床暖房パネル（床上敷タイプ）	250
棒 状 の も の	アコードィオンカーテン	250
	煙筒	250
	カーテンレール	250
	かさ（パラソル）	250
	熊手	250
	ゴルフ用具セット（バッグ及びクラブ）	250
	スキーキャリア	250
	スキーセット（スキー及びストック）	250
	スコップ（除雪用を含む。）	250
	スノーブラシ（車用）	250
	剪定木（廃木材）	250
	つっぱり棒	250
	釣りざお	250
	デッキブラシ	250
	ブラインド	250
	ほうき	250
	モップ（床拭き用具）	250

	物干しざおセット（さお及び支柱）（さお4本及び支柱2本まで1セット）（土台を除く。）	250
	レーキ	250
	ロールカーテン・ロールスクリーン	250
	棒・パイプ類（金属製、プラスチック製、木製等）	250
板状のもの	ダンボール	250
	発泡スチロール材（魚箱、梱包材等）	250
	木（ベニヤ）板・プラスチック（塩化ビニル樹脂）板・ガラス（鏡）板・金属（トタン）板	250
最大辺の長さにかかわらないものの	給湯器（家庭用ボイラ）	1,000
	コンプレッサー（家庭用）	1,000
	プロジェクションテレビ	1,000
	オイルヒーター	500
	ガスレンジ（ガステーブル）	500
	芝刈機（電動式のもの）	500
	自動車用部品（シート、シャフト、スプリング、ドア、ホイール、ボンネット等）	500
	ジャッキ（油圧式のもの）	500
	除雪機（電動式のもの）	500
	水中ポンプ（家庭用）	500
	ストーブ（電気ストーブを除く。）（ポータブル式以外のもの）	500
	ドラム缶	500
	風呂釜	500
	うす（石製に限る。）	250
	縁石（地先境界ブロック）	250
	ガスカセットコンロ	250
	がれき類（アスファルト、コンクリート、タイル、レンガ、ガラス等の破片）（10リットルまで1セット）	250
	給湯器（瞬間湯沸器）	250
	工具類（スパナ、レンチ、ハンマー、バール、携帯ジャッキ等）（5個まで1セット）	250
	コンクリートブロック（2個まで1セット）	250
	炊飯器（ガス式のもの）	250
	ストーブ（電気ストーブを除く。）（ポータブル式のもの）	250
	石膏ボード（1畳まで1セット）	250
	漬物用重し	250
	つるはし	250
	鉄アレイ・ダンベル・バーベル	250
	電動工具	250
	ボウリングのボール	250
	物干し台	250
	レンガ（4個まで1セット）	250
	便器	250
	水洗タンク	250
重量、形状、処理困難性等において、上記品目と類似性のあるもの		当該類似品目の

	金額
上記に掲げる以外の品目	250

2 ごみ処理券の対象

区分	品目	金額（円）
最大辺が 1 メートル以内のもの。	最大辺が50センチメートル（枝木、廃木材等の木類にあっては、最大辺が 1 メートル）以内のもの	100
ただし、大型ごみ処理シールの対象を除く。	最大辺が50センチメートルを超えるもの（上記の木類を除く。）	200

備考

- 1 最大辺とは、排出するごみ 1 個の最も長い辺（円形のものにあっては、直径）の長さをいう。
- 2 金額は、品目 1 個（セット）ごとに適用する。
- 3 品目 1 個（セット）の重量は、100キログラム以内とする。
- 4 棒状のもの、板状等のものにあっては、市長が別に定めるところにより束にして、品目 1 個（セット）として排出することができる。